

令和 5 年 9 月

遊佐町農業委員会第 6 回総会議事録

1. 開催日程 令和 5 年 9 月 25 日（月） 午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分
2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告事項 2	解約について
報告事項 3	賃借料の変更通知書の受理のについて
議第 14 号	非農地証明願いについて
議第 15 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
議第 16 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	2	大 谷 浩 夫	3	榊 原 一 男	4	高 橋 敬
5	小田原英史	6	齋 藤 勝 広	7	高 橋 正 樹	8	石 垣 建
9	小野寺一博	10		11	高 橋 晃 弘	12	小 松 正 志
13	前 川 一 城	14	那 須 久 美	15	伊原ひとみ	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
10	高 橋 茂 央						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

館内ひろみ事務局長、菅原恵里係長、高橋 息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	それでは、ただ今から遊佐町農業委員会の9月定例会を開催いたします。初めに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願い致します。 (3番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
3番榊原一男委員	皆様、どうもご苦勞様です。 本日の出欠状況を報告いたします。 10番高橋茂央さん欠席で、欠席委員は1名、出席委員は15名で過半数の委員が出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。
佐藤会長	夜分の集まり大変ご苦勞様でございます。 2、3日前から急に涼しくなったような気がします。今年の稲刈りは例年になく残暑が厳しく、暑い稲刈りだったと思います。早く始まりましたので終わった方もいるかと思いますが終盤になっております。昨年遊佐町ではコンバインの事故がありました。今年も天童で事故が起きております。これから作業のある方は気を付けて作業をお願いします。 地域計画のアンケートが9月29日までの期限です。回収に農業委員からも回っていただくかもしれませんのでよろしくお願いします。 それでは今回出されました案件の慎重審議をよろしくお願いします。
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) では2番大谷浩夫委員と5番小田原英史委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の高橋主事を指名いたします。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	ご説明いたします。 報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計6件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。詳細につきましては総会議案書をご確認ください。 続きまして、報告事項2. 解約について、2件とも貸人死亡のために解約するものとなっております。詳細は総会議案書をご確認ください。 報告事項3. 賃借料変更通知書の受理について、番号44、1件になります。

	当事者間の話し合いによる合意のため、単価を 19,000 円から 17,000 円に変更するものです。事務局からは以上です。
議長	ただ今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原委員長より報告をお願いします。 (15 番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)
15 番伊原ひとみ委員	報告します。9 月 19 日に、第 2 会議室で委員 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 15 号、16 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 14 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	説明いたします。審査基準書、補足説明資料は 1 ページからご覧ください。 番号 3、計 2 筆 497 m² です。 申請地は都市計画区域内、農用地区域外、土地改良事業受益地外で、昭和 56 年頃より耕作はしておらず、現在は山林の状態であります。 数代前の所有者から長い間相続登記がされていなかった土地であり、今回所有者となった申請人も場所がはっきりわからないということでしたが、航空写真や課税状況、水産林業系の森林簿で管理されている状況から、現況は山林であると判断されます。 19 日に高橋土地専門部会長、石垣副部会長、高橋晃弘部会員の 3 名で現地の近くまで行き、現地調査を行っておりますので、このあと報告をお願いいたします。 以上 1 件について、現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思います。以上です。
議長	それでは、番号 3 について、7 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
7 番高橋正樹部会長	それでは報告いたします。 残念ながら現地へ行くことはできず、待ち合わせ場所で説明を聞きました。係長の話にあった通り、昭和 56 年頃から耕作されておらず、立派な山林になっているとのことでした。審査基準書の 2 ページの写真を見てもらうとわかると思います。農地に戻すのは不可能と思い、許可相当と思われます。以上です。
議長	ありがとうございます。次に、8 番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8 番石垣建副部会長	報告します。現地の近くまで行ってきました。目的地に辿り着くのは困難だと思っております。審査基準書の 2 ページに写真が載っておりますが、上の車 3 台の奥の方、木がもじゃもじゃ生えておりまして、これがずっと続いていて現地も多分そうなっているだろうと、見てきたとこ

	ろです。以上です。
議長	ありがとうございます。次に、11 番高橋晃弘委員からも現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋晃弘委員	現地はご覧の通り、写真で見る限り山林になっているであろうという状況です。当該地は斜面のギリギリ法面の平らになったか、ならないかの状況にあります。また昔は歩き道もあったでしょうが、実際は付近に道路もなく行くのも困難になっている状況です。最新のグーグルマップで見ても立派な雑木林になっている状態にありました。非農地として妥当だと思います。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。議第 14 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 14 号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。 次に、議第 15 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	詳細説明の前に、皆様にお配りしている「下限面積要件が廃止されました」という用紙について、簡単に説明させていただきます。 農地法 3 条の所有権移転について、今まで遊佐町では三反歩以上という条件があったことは皆さん認識のことかと思います。しかしこの 4 月から国の方針によって、担い手だけでなく、経営規模の大小に関わらず、意欲を持って農業に新規参入する者の農地等の利用を促進する観点などから、この下限面積の要件が廃止となっております。そのため遊佐町でも、4 月の総会から 3 条案件の下限面積要件は廃止しており、今月も面積ゼロの方が取得しようとしておりますが、下限面積要件は廃止されているとご認識していただければと思います。 それでは案件の詳細説明に移ります。 審査基準書は 3 ページをご覧ください。 農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。 番号 7 3,937 m²の 1 筆です。 単価は 50,000 円、総額 196,850 円になります。 行政書士を通しての申請になります。 今回申請のあった場所は以前から譲受人が耕作しているとのことで、現在も耕作を行っている場所です。地目は田ですが、ネギや柿などが作付けされており、とてもきれいな状態で畑として利用されているようです。現在、譲受人は所有や貸借している農地はなく、高齢ではありますが、今まで耕作してきた実績と意欲も十分ということで、今回の所有権移転について問題はないと考えております。

	また、現地調査は佐藤会長にお願いしていただきましたので、後ほど報告をお願いいたします。 次に番号 8 196 m²の 1 筆です。 贈与での所有権移転になります。 この場所は譲渡人が相続した際に国庫帰属制度のことで相談があった場所ですが、その後、何らかの理由で制度を利用せず、譲受人への贈与で当事者間の話がまとまったようです。また、譲渡人は現在県外在住ですが、昔は譲受人の隣に住んでおり、長い知り合いとのことでした。 申請地の隣の畑を譲受人が所有しており、今までも定期的に譲受人が草刈りをしていました。取得後についても、畑を整備して家庭菜園に利用する予定とのことでした。今までも草刈りなどの管理もしていたということと、今後の予定もしっかりあるということでも所有権移転について問題ないと考えております。現地調査は高橋晃弘委員にお願いしておりましたので、後ほど報告をお願いいたします。事務局からの説明は以上です。
佐藤会長	それでは、番号 7 について、私より現地調査の報告をします。審査基準書は 3 ページです。 地目は田んぼですが現況は畑です。譲受人は会社の元社長で今は会長でして高齢ですが、14 年前からできれいに柿とか、ネギ、カラトリ、様々ありました。審査基準書の赤いところありますが、三角のところまでは畑として使っています。それ以降左上には山林がありまして、日陰になるのでやりたいけれどできないということでした。平地ですが日陰で作付けは難しいかと思いましたが、きれいに作付けされていました。 経営面積はゼロですが、14 年間も耕作しており見た感じも若々しくて、これからも頑張ってくれそうなので問題ないと思います。 譲渡人のほうは電話しましたら、譲受人にお任せしますということでしたし、きれいに作っているので問題はないと思います。以上です。
議長	次に、8 番について 11 番 高橋晃弘委員より現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋晃弘委員	9 月 8 日に現地で譲受人と立ち会いました。譲渡人は県外ですので、電話連絡だけしたところです。 現況については、先ほど事務局から話ありました通り、ちょっと草が生えている状態ですが、元々譲渡人のお母さんが畑をしておりまして、元気なうちはずっと畑を作っていたようです。譲受人も隣でネギなど少しやっていたりして、譲渡人のお母さんが作れなくなってから、定期的に草刈りの管理をやってきたということで、アカシヤとか松とか生えずに、草刈りさえすればすぐに畑にできるという状態になっておりました。 譲渡人にも確認したところ、自分は町には戻れないし、譲受人に作ってもらえるのなら、もらってもらえるのならそれでいいです、ということでした。 先に国へということで相談したようですが、色々試算したところ、5 年間で 80 万ほどの費用を払わないと国にいかないという計算になりました。私もちょっとびっくりしました。たった 196 m²の土地を国のものにして下さい、というのに管理費を払うとそれだけ掛かるということで、とても現実的ではないという状況のようでした。 譲受人は小さいながらも耕運機等々ぜんぶ持っておりまして、隣の畑を作っておりますし、自分の土地になった暁には家庭菜園をやりたいという状況のようです。その東隣りにつきましても、集落の皆さんが畑を作っておりまして、周りが全部しっかり管理されていますので問題はないと思います。以上です。

議長	それでは、ただいまの事務局説明と委員からの現地調査報告に対し、質問、意見ありましたらよろしくお願いします。 ありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 15 号の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 次に議第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(2) 利用権設定が 2 件、(1) 所有権移転、(3) 利用権移転はなしとなっております。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご確認ください。 計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。 それでは、(2) 利用権設定について個別に説明いたします。 今回申請があったのは番号 60～61 の 2 件になります。各案件の詳細については議案書をご確認ください。各案件について補足説明いたします。 まず、番号 60 です。 土地は 1,853 m²、1 筆です。 賃料は 10a あたり 10,000 円です。 この案件は、以前から貸人と、道路を挟んで正面の畑を所有する借人とで、畑の設備に係る手続きなども含めて貸借についての話をしていたようです。その後しばらく話が停滞していたとのことですが、先月、貸人側から事務局に貸借についての相談があり、改めて当事者で協議し話がまとまったものになります。 次に番号 61 に移ります。 こちらは再設定の案件になりますので、詳細は議案書と審査基準書をご確認ください。事務局からは以上です。
議長	はじめに、(2) 番号 60 について審議いたします。この件は 6 番齋藤勝広委員に関する案件ですので、齋藤委員は一時退席願います。 (6 番齋藤勝広委員、一時退席) それでは質疑に入ります。何か質問・意見等ありましたらお願いします。 ありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決

	定いたします。齋藤委員は着席願います。 (6 番齋藤勝広委員 着席) 次に、(2) 番号 61 について審議いたします。 事務局説明に対し、何か質問・意見等ありましたらよろしくお願い します。ありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。ただいまの案件に ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 これで予定されておりました議事は以上ですが、皆様他に何かござい ませんか。 (委員、事務局共になし) 無いようですので、これで 9 月の定例総会を閉会します。ご協力あり がとうございました。
--	--